

団体利用・宴会規約

1. お取り決めの範囲について

当レストランが貸切宴会等（以下宴会とする）及び10名様以上（以下団体とする）での会場の利用等に関して締結する契約は、この取り決めの定めるところによるものとし、この取り決めに定めのない事項につきましては、法令または一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。

2. 利用時間について

宴会貸切等のご利用時間は午前11時30分より午後10時（15時～18時を除く）の間の2時間とさせていただきます。尚状況によりその他の時間が利用可能な場合のみ、時間外利用が可能になります。その際は別途料金を頂戴いたします。

3. ご契約のお申込みについて

当レストランに宴会等契約のお申込みをされる場合はレストラン担当係員に次の事項をお知らせください。

- (ア) 宴会等主催者名
- (イ) 宴会等開催日及び開催時間
- (ウ) 宴会等の内容
- (エ) 清算金の支払日（お支払いに際してはクレジットカードのお取り扱いをいたしておりませんので、ご了承ください。）

4. 仮契約について

当レストランに団体利用及び宴会等を仮契約としてお申込みされる場合は、仮契約期限は原則1週間とし期限内に必ず成否の返事をお知らせください。尚、仮期限を経過してご返事のない場合の仮契約をお取消しさせていただくことがございます。

5. ご契約お取消しについて

- (ア) お客様は、当店に通知の上、宴会等及び団体利用契約をお取消しすることができます。
- (イ) お客様より宴会等、団体利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたときお取消しさせていただくことがございます。
- (ウ) 天災または施設の故障、その他やむを得ない事由によりレストランが使用することができないときお取消しさせていただくことがございます。

6. 有料人数の確認について

料理等を用意人数（有料人数）は宴会開催日2日前正午までにレストラン担当係員にお知らせください。宴会等の開催日当日の出席者数が有料人数より減少した場合は有料人数分の料金を申し受けます。

7. 損害賠償について

お客様及び、お客様側の全ての関係者は、レストランの什器備品等を損傷しないよう十分ご注意ください。もし施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修理に関して、当店よりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理されるか、又はその損害の賠償金をご負担していただきます。

8. ご契約の取消料について

すでにご契約いただいている宴会等及び団体利用をお取消しされる場合には、通知を受けた日より次の取消料を頂きます。

- ① 21日以内8日迄
宴会等見積金額の50%
- ② 7日以内2日迄
宴会等見積金額の80%
- ③ 1日以内、当日
見積金額の全額

9. 音響についてのご願い

マイク、楽器演奏等大音量の発生が予想されるものに関してはご遠慮いただいておりますのでご了承ください。

ただし、併設の当店系列店を合わせた貸切ご利用等周囲の状況によってはご利用いただける場合もございます。

Ristorante Portofaro